

常勤役員報酬規程

社会福祉法人 創和会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 創和会 常勤役員の報酬について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事又は理事と同程度の職務を行なう評議員及び理事長をいう。

(報酬の種類)

第3条 報酬の種類は、本俸及び賞与とし、該当する手当等が発生する場合は職員給与規定に準じて支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 職員給与規定に準じて支給する。

(報酬額の計算)

第5条 法人の経営状況を鑑み無理のない報酬額とし、理事会の予算編成時に決定するものとする。

附 則

この規程は、この規程は、平成22年12月 1日から施行する。